

第四十三回国 参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和三十八年三月二十六日(火曜日)

午前十一時十八分開会

委員の異動

三月二十三日

兼任

江藤 智君

理事

委員長

出席者は左の通り。

補欠選任

小西 英雄君

村山 道雄君

石原幹市郎君

下村 定君

鶴園 哲夫君

大谷藤之助君

栗原 祐幸君

源田 実君

小西 英雄君

林田 牧衛君

小柳 正治君

鬼木 勝利君

福田 一君

通商産業大臣

政府委員

外務大臣官房長

湯川 盛夫君

外務大臣官房

房会計課長

佐藤 正二君

文部政務次官

田中 啓一君

文部大臣官房長

蒲生 芳郎君

文部省社会

教育局長

斎藤 正君

通商産業

政務次官

上林 忠次君

通商産業大

臣官房長

渡邊彌栄司君

通商産業省

山保安局長

八谷 芳裕君

特許庁長官 今井 善衛君

中小企業庁長官 樋詰 誠明君

事務局側

常任委員 伊藤 清君

会専門員

外務大臣官房 新関 欽哉君

外務参事官

文部省大学学術 板谷 健吾君

同大学病院課長

説明員

本日の会議に付した案件

通商産業省設置法及び中小企業庁設

置法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

外務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

文部省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(村山道雄君) これより内閣

委員会を開会いたします。

初めに委員の異動について報告いた

します。

去る二十三日江藤智君が辞任され、

その補欠として小西英雄君が委員に選

任されました。

委員長(村山道雄君) 通商産業省設

置法及び中小企業庁設置法の一部を改

正する法律案を議題とし、前回に引き

続き質疑を行ないます。

政府側よりただいま上林通商産業政

務次官、渡邊官房長、八谷山保安局

長、今井特許庁長官、樋詰中小企業庁

長官が出席しております。質疑のある

方は、順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 前回特許庁の問題につ

いて伺ったのですが、重ねましてい

ろいな点について少しばかり伺って

おきたいと思つておられます。それは、この間も

申し上げましたように、また、答弁が

ございましたように、特許、新案、意

匠、商標、こういう出願が毎年ふえ

ておられて、そして、人員が足りない

せいがある、これが一番大きな原因

だと思つておられますが、毎年処理できない件

数が累積している。そして、その滞

度の見込みでは三十六万件、大体実績

からいいますと、一年間に処理される

件数といふのが十五万件、そうします

と、未処理の件数、滞貨といふこと

か、それが二年半分くらい滞貨してい

る、こういう実情であります。それか

ら、審判請求、これは毎年増加して審

判官の人員不足のためが一番大きい

と思つておられますが、やはり処理し切れない

で、未処理件数が毎年増加してきて

いる。滞貨がふえている。これも一万五

千件が三十七年度未処理滞貨の件数

と、三千年といふのが一年間の処理件

数といふこととありますと、この滞貨

も実に五年分、こういう実情になつて

おります。さらに、先般も伺いました

けれども、この際、審判の職種のほか

に、その他の職種、これが足りないとい

うことになつて、公報関係でい

ますと、この間も伺いましたが、印刷

係を半分ほど外注に出しても職員が月

に四十時間超過勤務をしなければなら

ない。この四十時間超過勤務といふの

は非常に珍しい例でありまして、一カ

月、二月、三月の間に四十時間

というものはありますけれども、こ

ういふふうに一年を通じて四十時間超過

勤務するところはおそらく、おそらく日

本機関の中ではなからうと思つてお

られますが、それはやはり人員が足りないとい

うことから外注にも出すが、それでも

なお四十時間ほど月に超過勤務しな

ければならないという実情にあるのであ

ります。

それから、先般はお伺いしなかつた

のでありますが、万国工業所有権資料

館といふのがござりますね。この実

情を見ますと、これも人員が足りない

じゃないかといふふうに見られるわけ

ですが、これは保管の書類が非常に

多いておりますね。特許庁年報によ

りすると非常にふふ方です、それから、

公報なども閲覧、特に近年外国の公報

の閲覧、こういうものが激増して

おります、それから内外外国公報の複写件

数、これなんかも非常に激増して

おります。しかし、この関係も、人員は三

十六年度とほとんど変わっていない

です。ですから閲覧だけで手一ぱい

じゃないかと思つておられるほどの人員に

足りません。ですから総体として見

ますと、やはり審査官、審判官その他職員が非

常に足りない、これなんか明確に言

えるわけですから、業務の進行状態、し

かも、滞貨が出てくるという実情です

し、明確に指摘できるわけですね。しか

も、こういう工業所有権といふ非常に

大切な、今の日本の工業の発展その他

の要求をしておられます。ところが、

ふりに滞貨々々といふことで山積みに

しているといふことは、非常に私ども

として遺憾だと思つておられます。確かに定

員をできるだけ押さえない。ふやさない

という政府の方針は理解できないこと

はないです。しかし、一律にどの行

政機関も非常な厳重な措置をされる

ということについては、どうも理解つか

ない。こういうところは毎年問題にな

るわけですね、去年も非常に問題に

なつておられるわけですね、通産大臣とし

ても、また、通産省当局としても

いろいろ努力されたやうであります

が、なかなかこういうやうな少ない人

員では前進しない。滞貨は解消してい

かないといふふうには思つてお

ります。この問題につきましては、石原理事等

もいろいろ打ち合わせをいたして

おりますが、石原理事のほうでもいろいろ

御検討いただいているわけですね、

私も、私としまして申し上げたい

点は、過去五、六年の間、過去七、八年の

間、特に三十年代以降特許庁当局並

びに通産省当局がこのような事態の中

で人員の増加について、人員の確保につ

いてどういふ方針なり御計画をもつ

て進めてこられたのかといふ点につ

いて伺いたいわけですが、しかし、過去七、

八年の問題ですから、どういふわけ

にいいますまいが、私の資料の検討に

よりますと、どうも人員の確保につ

いての計画性がなく思つてお

られます。たとえていいますと、三十年代から非

常に大きな問題になつてきて

おりますが、三十二年に百四十名の審査官

の要求をしておられます。ところが、

翌年の三十三年には一人も要求しないのです。三十四年には今度は六十五人要求され、三十五年には七十人要求されて、ところが、三十六年には一人も要求されない。三十七年にも一人も要求されない。しかし、滞貨は明らかに毎年増加していきついで。目につくはつきり増加していき。しかも、出願件数というのも毎年増加していき。にもかかわらず、こういう人員の増加についてどうも計画性がなく、これは大蔵省の査定との関係でどういふふうになるのかといふと、どうもそうでもない。何か特許庁の長官がかかる、あるいは何かが幹部がかかるようなことによつて、これは何か検討してみようということと人員の要求をされるのか、どうもそこら辺がはつきりしないわけ。出願件数なりあるいは審判請求の件数というものが特許庁の年報によつて明らかになる、毎年増加しているわけ。減るといふ見通しはないわけ。戦前の例で申しますと、減つたのは戦争になってから、昭和十六年ごろから減つている。しかし、戦後一貫して増加している。戦前も戦争を除いては一貫して増加している。だから減るといふ見通しもないし、出願件数にしろ審判請求件数にしろ、減るといふ見通しは全然ないのです。ふえていく一方。しかば人員確保についてもつと計画的に処理されたらよからうといふふうな気がするわけ。そこら辺が私はどうしても不可解なんですけれども、これは審判官についても同じようなことがいえます。ですからこれはどういふふうな今後処理をされるのか。

この間は人員確保の問題についてどうだ、あるいは工業所有権制度改正審議会というものを作つて、そこでいろいろやり方について検討したいという話ですが、こういう歴史としたものは、普通の行政機関でははつきりも、特許庁のような場合においては非常に特殊な例であつて、非常に歴然とするわけですね、人員といふものと仕事といふものとね、その問題についてはどういふふうな考へておられるのか、ひとつ御見解を伺いたい。

○政府委員(今井善衛君) たいだいま先生から御指摘がありましたように、滞貨が一向減らない。減らないどころか、残念ながら三十八年度におきましては若干ふえたということ、私ども非常に遺憾に思つております。で、やはり解決をいたしましては、人員をふやし、かつ待遇を改善いたしまして、働きやすい環境を作り上げていくということが一番効果があると思ひます。さういふ次第で、過去何年間か毎年々々増員をお願いしてございまして、三十三年から三十七年までの五カ年間で約二百三十名ほど増員しております。全体の二割程度、二割二三分になると思ひますが、その程度増員しております。それから、それからさかのぼりますと二十九年から三十二年におきましても、約二百名、毎年五十人程度増員して、おるのでございまして、その増員の仕方におきまして、たいだいま先生から御指摘のありました、増員し、あるいは審査、審判官を増員しないで事務系職員を増員して、おる。

要求自体もさうな状況になつておるよりに私も思ひます。私が理解しておりますところによりますと、たいだいま先生からお話がありましたように、特許行政を円滑に進めていきたいと思います。直接審査、審判に当たるその審査、審判官だけを増員するということが必ずしも能率が上がらないという場合があるわけとございまして、たとえば、ときによりまして、審査、審判官が非常にネックになつておる。したがうして、そこに重点を置いて補充しておる年もございまして。大体二十九年から三十二年までは大体に増員しておつたのでございまして。ところが、ある程度審査、審判官のほうに増員はできたけれども、出願なりあるいは登録なりあるいは資料整備なり、他の事務系職員が足りないために、かえつて全体の能率が上がらないということがはつきり表面に出て参りましたのが三十二年、三十四年当時でございまして、したがうして、この辺におきましては、むしろ技官の充員よりも事務系の充員、増員に力を入れた次第でございまして。三十五年におきましては、またこの審査、審判官を増員しておりますが、実はまあ三十五年増員いたしました、はなはだ遺憾なこととございまして、なかなか経済界が好況というふうな意味合いもあつたと思ひますが、増員はしましたけれどもなかなか補充ができませんというふうな問題もございまして、三十六年、三十七年におきまして、審査、審判官のほうに補充しないで、事務系職員を補充して、現状から申しますと、昨年の半ばにおき

ましては相当の欠員が審査、審判官についてはあつたのでございまして。これは非常に遺憾なこととございまして。これは、増員よりも欠員補充に力を入れようというところで非常に充員に努めまして、この一月におきましては技官系を二十名ふやしてございまして、それからこの四月におきましては技官系を五十名補充して、むしろ、欠員はちろん一人もおりません、四月一日から増員をお願いしております定員増加の分を相当数使わなければならぬといふふうな形になつておるわけとございまして。先生から御指摘がありましたように、どうも一貫性がないんじゃないかと、どうも御指摘につきましては、たいだいま申しましたように、そのときの経済事情あるいは役所の中の事務のバランス、そういうものを考へていられる行政能率が最も上がるように充員な増員をして、おる次第でございまして、今後審査、審判官のみならず、事務系職員につきましてもバランスのとれた状態においてふやして参りたい、かように考へておる次第でございまして。

まして、人員を充実するというところは非常に大事なこととございまして。これは、予算折衝その他におきましてはいろいろ見方があつてございまして、印刷につきましては繁忙と申しますか、非常に忙しいときと、ふだんのときとあるような状態とございまして、忙しいときにはある程度外注に出して、さうしてそれを調節したらどうかといふふうな意見もございまして。それから資料館の問題につきましても、現在約五十人ほどおりますけれども、いろいろ資料を見にくる方々がおつておるという関係で手不足をかこつておるわけとございまして、これにつきまして私も増員を希望したのでございまして、結果において増員ができたか、かまうな状況になつておる次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 その他職員の中の印刷関係についてちよつとひと過ぎると思ふんですが、それについていかがですか。それと万国工業所有権資料館ですか、これの運営ですね、たいへんな事務量になつていまして、その場合にこの方面の人員といふのは旧態依然として前よりふえない、これまたたいへんじゃないでしょうか。

○政府委員(今井善衛君) 御指摘のよりに、印刷関係につきましては大部分の者が相当の居残りをしておるといふふうな状態とございまして、したがう

○鶴岡哲夫君 この印刷関係は半分程度外注に出しておるようですね、外注に出しておられるおその超過勤務時間といふのは月に四十時間というの、ひどいではないかという話をしておるわけなんです。それで先ほど申し上げましたように、行政機関の中で予算のときだけ、たとえば大蔵省でいいますと、主計局の予算関係のときに三十時間、四十時間という超過勤務をやる、あるいは役所によつては夏季に四十時間程度の超過をとるといふことがあつて、こういうふうな毎月四十時間という超過をとつておるといふのは、どういふふうなところはないように思ひます

が、これはよほど考えていたのだがな
いと、えらいことじゃないかというふ
りに思われたい。ですから一部を外
注に出しておるといふんじやなくて、
すでに半分程度外注に出しておるわけ
です。しかし、特許法によります
と、国家公務員法よりもさらに一そ
う機密の義務というものを課しておるわ
けでしょう、強い機密の義務を課して
おる。そしてそれについては公務員法
よりきつい刑事罰その他を義務として
課しておるわけですね。しかし、外注
にほとんど出しておるといふことも、
やはりいろいろ配慮をして出さなけれ
ばならないこともありましようし、ど
うも印刷関係についてもっと積極的に
考へるべきじゃないかと思ひますね。

それから今の資料館、これは三千何
人じゃないですか、今五十名というお
話でしたが、三十何名……

○政府委員(今井善衛君) 資料館の点
につきましてはたまたま資料を持ち合
わせておりませんので、あるいは御指
摘のとおりかも知れません。これにつ
きましてはいずれ正確に調べましてお
知らせいたしたいと思ひます。

それから印刷関係につきましては、
御指摘のことは非常にもっともだと
思ひますのでございまして、御承知のよ
うに、印刷関係につきましては、普通
の行政職と違ひまして、行政職の(口)とい
うことになっておりました、実は人員
の構成等からいまして非常に古くま
らおる人が多いのでございまして、ま
あ大体よく働くと申しますが、自発的
に居残りを希望しておる方も実は相当
おられるような次第でございまして、
五時半に定時退庁になりますと、一時
間半なりあるいは二時間なり居残りし

てやっていたらだくという方が年配者に
非常に多いのでございまして。四十時間
の超勤というのは非常におかしいよう
に考へられますけれども、実は自発的
に働きたいという希望もかたがたある
のでございまして。私も決してそうい
う状態がいいというものを申し上げて
いるのじやなくて、もつとやはり人員
をふやしまして労働を軽くしてあげた
いという気持は十分持つておるのでご
ざいまして、さよふな事情もあるとい
うこともひとつお含みお願ひしたいと
思ひます。

○鶴岡哲夫君 今公報関係の印刷で
すね、お話のように、行(口)の人が多
い(口)というの(口)に比べて非常に
に給与が低いわけですね。そういう意
味で給与の低い関係もあって、それを
埋め合わせるには一時間か一時間半程度
超勤したい、これが月に平均して四
十時間になるといふことですが、やは
りこういふことは行(口)の給与が低い
という点が問題だと思ひます。すけれ
ども、いずれにしても月に四十時間とい
う超勤というものは、これは異常であ
るというふうに思ひます。したがっ
て、これについてはできるだけやはり
助成をする。それにはやはり人員をふ
やすという問題だと思ひます。

それから資料館ですね、これは
ちよつと軽視されているような発言に
見えてしようがないのですが、この資
料によりまして、定員は三十六名で
すね。そうしてこの資料に出ておる
資料館で扱っているところの仕事のふ
え方、非常なふえ方ですね。ですから
こういふふうな参りますとどこ
も閲覧だけで手一ぱいというふうなこ
とになるのじやないですか。閲覧者の

接待並びに貸し出し、それだけの仕事
で手一ぱいということになってしま
う。ですから、この点についてもも
とひとつ十分な配慮をしてもらいた
いと思ひますがね。配慮しなければなら
ないというふうに思ひます。私は
もつと詳細に、一体この資料館ほどの
程度の仕事をしているのか。三十年ご
ろからどの程度仕事かふえているのか
というお話を聞いて、それで人間が足
りないのじやないかという質問をして
いるのです。私は自分で調べている
ので、そういうよけいな質問を省略し
ますが、ふえておるじやないですか。

非常なふえ方じやないですか。しか
し、人員は旧態依然たるものがある
じやありませんか。というのには、定員
の数が五十名だといふお話ですが、こ
こに出ておるのは三十六名、それは三
十七年度で幾らかふえたでしようが、三
十六名。仕事がこれだけふえておるの
に、三十八年度の要求としてこれだけ
出されたのですか。資料館について。

○政府委員(今井善衛君) 資料館の問
題、決して軽視しているわけじやござ
いません。私も常日ごろ非常に頭に置
いている部門でございまして、この定員に
つきましてはたまたま資料を持ってお
りませんが、たぶん先生の御指摘のと
おりだと思ひます。そこで資料館につ
きましてはここ毎年々々閲覧者がふえ
て参つておりました、四、五年前に比
べますと、閲覧者がほぼ二倍近くに達
している。毎日二百数十名が閲覧を求
めてきておるような状態にございま
して、したがういふこと、私どもも定員を
ふやしたいといふことで、三十八年度
におきましては四名増員を要求したの

でございまして、結果は一名もふえてお
りません。さよふな状態になってお
りまして、今後でもできるだけこの資料館
といわず、あるいは印刷等の事務部門
につきましても増員に努力したい、か
よりに考へておる次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 今長官は資料館につ
いては閲覧者の数だけお話しになりま
したけれども、その他たいへんな仕事を
やるとは思ひます。それらの仕
事がすべてふえておるのですから。倍
増してはいるわけですね。ですから四名
とかなんとかいふ問題じやないのじや
ないかと私思ひます。何か特許庁
全体として私は非常に必要な人員確保
について何かおさなりのなような気がし
てしようがないのです。ですから特
許法ができるときに附帯決議までつけ
ておりました、それから昨年通産省の
設置法が出ましたときに同じような問
題について指摘をしたわけですね。で
すが、依然としてそれが思ひましく善
処しないという実情ですね。事がこう
いふすつきりした問題ですからね。仕事
の量というものと人員というものと
すつきりした問題ですから、これは論
議の余地がないわけですね。人員が足り
ないといふことは明白なわけですね。

その次に、審査官と審判官の待遇の
問題につきましては昨年の通産省設置法
の場合にも論議したのですが、この審
査官補あるいは審査官等について調整
手当がついておるわけですね、調整手当
がついておるのはいんだが、しかし、
その調整手当がついておるといふこと
が原因なのかどうか知りませんが、そ
れが通産省のそれ以外の技術官との関
係でいいますと、昇格その他がおくら
されておるわけですね。ですから調整手当

といふものはつれたんだが、しかし、
特許庁以外の上級職公務員の職員の試
験を通じて入つてきておる技術官と、
特許庁の審査官あるいは審判官とい
つてもいい、その人たちの関係につ
いては、昇格についてはつきり差が出て
いますね。そういう措置をされたら
調整手当がついた意味が全くない。つ
いたけれども昇格を一年も半年もおく
らせてしまったといふのでは、これま
た意味ない。何のためにつけたかわか
らない、そういう認識を持つておられ
ますかどうか、何つておきたいと思
ひます。

○政府委員(今井善衛君) たたいま昇
格をおくらせておるといふお話が出ま
したが、もちろん意識的にやつてお
ることは全然ないのでございまして。今御
指摘の問題は、三十二年に大学を卒業
しました技術者でございまして、本省
の関係と特許庁と若干ずれておるわけ
でございまして。私どももいたしまして、
同じ入省者につきましては、同時に上
げたいといふことで、いろいろ関係当
局とも折衝しておるのでございまして
が、十分解決がついていないという状
態でございまして、決して意識的に特
別調整額がついておるから、待遇がい
いから昇格をおくらせてよろしいとい
う認識からやつておるわけじやござい
ません。ともに同じに入つた者につ
いては、同じ昇格をすべきであるとい
う前提に立ちまして、いろいろ折衝して
おるのでございまして。

○鶴岡哲夫君 今長官は、三十二年の
お話をなさいました。昭和二十五年
卒業以来全部そうです。ですから三十
二年の卒業生だけではなくて、昭和二
十五年以来ずっと半年ずつつとのおく

れておる。あるいはものによりまして、それ以上おかれておりますね。ですからこれではせつかく四多なり、入多の調整手当がつかましてもつかないと同じです。何でついでに、しかも、昨年この問題については石原理事も待つ待遇をよくすべきじゃないかというお話をしておりましたが、そのとおりだと思つたのです。ところが、こういふふうな昇格をおくられたのでは何にもならない。ですから、そういう感じがやはり職場に行くたびに感ずるわけですよ。今この審判官なり、審査官という人はやめたいと申し出て、なかなかやめられないので、まず一年以内にやめられたらいいほうだそうですね。これは一般の役所にはそういうところないでしょう。ここはどうかというところになつていて、なかなかやめられない。それはやめられては困るのです。人員が足りないところへ持つてきて入りたがらないところですから、非常にじみじみな仕事ですから、行政官と違つて非常にじみじみな、職の下の方持ちたいと思いますよ、非常に重要な仕事なんです。だからなかなか入りつこない。先ほど長官おっしゃったように、入つてこない。過去において審査官、審判官の定員をその他職員に回してその職務をやっておられたという経緯もある。来る人がいない、その来る人がいないという点について昨年あたりから少しくなつたようですが、その前の三、四年の間を見てみますと、私どもの常識としては、試験研究機関にはなかなか入り手がな

が、試験研究機関より以上に、試験研究機関と比較にならないほどに入り手が少ないのです。特許庁には、そういう関係もあつて調整手当をつけているのだが、しかし、調整手当がついていなくても昇格をおくらすというのでは意味ない。しかも、今私が申し上げたように、過去、その前のほうはわかりませんが、少なくとも昭和二十五年以来つと昇格をおくらせておる、それでは全く意味がない、どういふ考えなのか伺います。

○政府委員(今井善衛君) 本省との比較でございますが、本省のほうは、実は定員が増加しております。したがって、何等級何等級という定員が固定化しておるのでございますが、特許庁は毎年々々増員をしていただいております。その場合、上のほうにいきますと、たとえば五等級にいたしても、四等級にいたしても、過去の人数の少ない場合の級別定数というふうなことになるのであります。非常にたくさん採用して、先ほどちょっとお話し申しました三十二年におきましては、この定員の増加は、特実の審査官で七十三名の定員増加というふうなことになるのであります。したがって、それに見合ふだけの級別定数が過去の状態では用意されておらないという関係で、どうしてもそれだけ五等級にしろあるいは四等級にしろふやさなければいかぬ状態になつておるのでございますが、それにつきましても、なかなか関係方面の了解が得

られないというのを私遺憾に存している次第でございます。客観的に、さういふ結果半年ほど昇格がずれておるのでございまして、決して特別調整で片や待遇をよくしているから、昇格はおくれないのだというふうな認識でやつておられるわけじゃありません。今後やはり昇格につきましても、ほかと歩調が合うように努力して参りたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 昭和二十五年の卒業の人から三十三年の卒業の人まで、その間八年みな全部軒並み半年おくれでございます。それで調整手当をつけてもだめです。ですから、考えとしては、そういう考えで進められる。しかし、結果的にはもう八年の間全然昇格されておらないという結果になるんです。それではどうにもならない、昇格がおくれない話にならない。これは御承知のとおり、昇格というのは公務員にとつては非常に重要な問題です。それを半年もおくらせるんじや処置なしです。それと執行の体制が違ふんじやないですか。特許庁でいうと審査官と審判官の職務制度、それから通産本省の同じ学歴の技官、これの職務体制が違ふんじやないですか。通産省の本省の場合においては、ラインというのでい、審査官の場合にはラインじやないんです。スタッフというんです。スタッフ的な考え方をしている。ですから等級別定数についてもそういう考え方で処理しなければいけないんじやないですか。スタッフというか、プールというか。ラインじやないでしょう。そういう考え方が通産省にないんじやないかと私は思ふ、あるいは特許庁に。だから等級別定数のとり方につ

て、一般のライン的な考え方をとつておる。あるいは人事院もそういう認識が少くないと思ふ。職務体制としてはそれでいい。ラインではない、ある意味では検事みたいな存在です。検事といふんです。まあ行政官、いわゆる検事みたいな、ラインじやない、ある意味ではスタッフ的な、一人々々独立して仕事をしているのです。ある意味では、そういう職務体制でしょう。それが等級別定数のとり方についてどうもそうじやなくて、一般的なライン的な上下秩序関係が等級別定数の考え方になつておるでしょう。この点については、つきり私にしてみてもわからないことには、これはだれが確認すればいいのですか。大臣がはつきり確認すればいいのですか。これらの問題については、これは外局だから特許庁長官が確認すればいいのですか。どうしても解決しない以上はだめだと私は思ふのです。来る人がいないですよ。

○政府委員(今井善衛君) 先ほど申しましたように、私どもとして、とにかく同じ年度に入つた者については同じ昇格をしたいというのでいろいろ努力をしておるのですが、なかなか人事院と折衝いたしましたが、そのところが解決できなかったのが過去の事情でございます。今度三十八年におきましては、四十一名の増員を願うにつきました。むしろそういうことの一助にもしたいということで、五等級あるいは四等級、そういうふうなところに相当定員をふやしていただいております。ということになつておる次第でございます。ただいま御指摘の点につきまして、人事院当局とも今後一そり十分打ち合わせをしまして、私

どもかような昇格の差別がないように努力をしたい、かように考えている次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私は、確かなかなか来る人が少ないわけだし、来ても、やめたいけれどもやめられないと、だからカン詰にされたようなものだというふうな意見まで出てくる。そして昇格はおくらす、半年も——過去八年の間おくれおる。こういうふうな待遇をされたのではこれはどうにもならぬ。ですからせひ私は三十八年度の、ことしの十月から十一月にかけて等級別定数の改訂があるわけですから、その場合にはつきり解決してもらいたい。すね、こういう問題は、その中について、あと通産大臣が見えませんでした。その点はひとつ要望したいと思つて、ですが、いすれにしても執行のやり方が一般の行政官と違ふわけですから、どういふ。私もよくは知らないのですが、少なくとも審判官、審査官の仕事の仕方というのは、これはやはりある意味で独立して仕事をしているので、ラインという面もあるけれども、重点はやはりスタッフ的な、いいいますか、プールのなあるいは責任官的な仕事をしておるわけですよ。そういうものを考えなければならぬ。その考え方がないんじやないか。したがって、やむを得ずこういふような事態に陥つておるんじやないかという気もするのですが、その点はいかがですか。執行のやり方が違ふんじやないですか。

○政府委員(今井善衛君) ラインとかスタッフとかいうことは別にいたしまして、一般の行政官と違ひまして各審査

官、審判官は独立の権限を法律で与えられておりまして、したがって、個々の案件について自分で判断をし、自分の名前でもって審決なり何なりを下すという形になっておられるのはお説のとおりでございます。私ども等級別定数につきましては、もちろんさようなことは頭に置いてやっておるわけではございません、したがって、特許庁全体の構成といましては、審判官にいたしましては、審査官にいたしましては、ほかの一般の行政職よりはるかに頭でかちの構成になっておるのであります。

ところで、御指摘のような事態が起きておられますのは、過去におきまして採用いたしました者が、五年たち、六年たちと審査官になる、その審査官の等級別定数につきましては、もちろん先ほど申し上げましたように、一般的には頭でかちになっておるのでありますが、非常によく採用しました場合におきまして、なかなかそれに見合う等級別定数が足りないというところに問題があるのでございまして、御指摘のとおりだと思えます。先ほど来申し上げておきますように、私どももその解決について今後一段の努力をいたして参りたい、かように存じておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 ともかく昇格について同じ上級職公務員の試験を通った本省の技術官、これとの間に差がないようにする、しないことにはおかし、するということのほか、調整手当について考える余地はないか、今官補が四〇、官が八〇という調整手当、これなども少ないという気がするのですが、これはどういふふうに考えておられますか。

○政府委員(今井善衛君) 私どももいたしまして特許庁の審査、審判官の仕事の性質が独立しておりまして、半ば裁判官的な仕事であるというふうな認識に立ちまして、むしろ特別の俸給表と申しますか、そういうものが妥当であるという点から出発しまして、人事院当局といろいろ相談したのでございまして、三十五年ですか、現在の四〇、八〇の調整額手当というものが、そのかわりと申しますか、特別の俸給表ではなくて、行政職の上に四〇、八〇を乗せるという形になったのでございまして、私ども何とか、これを八〇、一六〇にしたというところで、いろいろ努力したのことでございまして、これはなかなか特別調整額という制度は、ほかに適用されております例として、たとえば癩病院の先生とか、人命に危険をもちますような仕事が大体そういう制度の考えられたゆえんであるというふうなことでございまして、現在の四〇、八〇を、それを一般に引き上げる例はないからということで、交渉は実現しなかつたのでございまして。私ども基本的にはさように一般の行政職とは違ふ仕事でありまして、したがって、もっと遠慮して考へるべきである、こういう認識を持っておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 裁判所の書記官、これは裁判官と異なり、裁判官の書記官については八〇、一六〇という高い調整手当がついておるのです。そのほか航空管制官あるいはそらういふ者にも手当てとしては相当高いものがついておる。ですから、これは努力をしなければいけないのです。それから審判官、審査官といふのは、一月のうち土曜日、土曜日は一月のうち四回ほど大体あるのですが、そのうち二回は四時間ずつ超過勤務をしなければならぬようになっておるようですね。一般として十五時間超過勤務をすね。それが、それ以外に土曜日、一月のうち二回は土曜日は四時間ずつ、したがって、八時間よけに働かなければならない実情のようですね。ですから、そういう意味では非常に勤務の条件もきついです。勤務の条件も一般よりも非常にきついです。これは人員が足りないというところに一番大きな問題があるのではありませんか。その勤務条件が非常にきついです。これで見るとね。いかがですか。

○政府委員(今井善衛君) 審査官、審判官につきましては、やはり滞貨が非常にたくさんたまつておるもので、したがって、いろいろ外部からの要望にこたへまして滞貨をできるだけ掃きたいというふうなことから、一般の超過勤務制度のほかに特別超過勤務制度を実施しておるのでございまして、月二回の土曜日につきまして居残りをした者につきましては特別居残り手当を支給するということとしておるのでございまして。これは一般の行政官よりはよく働いてもらつておるといふふうに言えると思つておる。人員が足りないから、結局さような便法を講ぜざるを得ないというふうな実情になっておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 人員が足りないから、非常に長時間の勤務でもなかなか詰まつた勤務をしなければならぬということも想定されますし、また、独任官といふ点から判断をしなければならぬという点から言つてもさうだと思つておる。しかし、その割には手当が非常に悪い。そして土曜日も二回は四時間ぐらいつつ特別超過勤務といふようなものをしなければならぬ。おまけに昇格はよくおくれるというのでは、これはどうも通産省は一体この特許というものをどう見ているのか。今外国の特許がどんどん入つてきておる。外国人の特許申請というのは非常に多量なものをふえておる。これはまあいろいろな理由にもよるのかもしれませんが、特に近年非常にふえておる。もつと何かこういふ点をはつきりしてもらいたいのですね。

○政府委員(今井善衛君) 設置法でございます。法律でできておるのか。

○鶴岡哲夫君 法律でできておるのか。

○政府委員(今井善衛君) 法律でできておる。

○鶴岡哲夫君 去年審議したような記憶はないのだが、その点はつきりさしてもらえませんか。法律なのか、政令なのか。

○政府委員(今井善衛君) 通産省設置法の四十七条に特許庁の附属機関として設置されている次第でございます。

○鶴岡哲夫君 これは委員はどのよう構成になっておるのか。

○政府委員(今井善衛君) 委員は三十三名ほどおりまして、会長は委員の互選という形に任命しております。委員の顔ぶれにつきましては、この工業所有権自体につきまして学識経験のある、特許庁長官をかつてやられた人とか、あるいは弁理士、弁護士、あるいは出願の立場に当たることのある業界、それら

の方々合わせまして約三十名でございます。

○鶴岡哲夫君 以上で終わります。

○委員長(村山道雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を再開いたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。政府側よりただいま湯川官房長、佐藤會計課長、新聞参事官が出席しております。質疑のある方は、順次発言を願います。

○鶴岡哲夫君 今回新しく設置されま

す国際資料部、定員は三十四名ですが、振りかえで設置のための人員増はないということですが、この資料部を作るにあたりまして、従来外務省に設けられておりました国際資料委員会、これを改組といえますか、これを主体にしてお作りになるようですけれども、この国際資料委員会というのはどういふ組織になっているのですか。

○説明員(新聞欽哉君) 国際資料委員会と申しますのは、約三年前でございますが、外務省限りの部内の措置とい

たしまして委員会を作った次第でございます。

その目的といたしましては、当初の発端といたしまして、あのころから中ソの問題が非常に微妙な発展を示すようになりまして、中共とソ連、この二つの共産国家の関係でございますが、御承知のように、現在、外務省におきまして機構上、中共の問題はアジア局、それからソ連の問題は欧亜局が担当しておるわけでございます。ところが、中ソ関係というよりな問題を見ます場合には、ただに中共の側から見るばかりでなく、また、ソ連の側から見ると、面から見る必要がある。しかも歴史的、沿革的な、あるいは理論的な問題もこれに関連して究明する必要がある。こういう観点からいたしまして、主としてアジア局の中国課の人員と、欧亜局の東欧課の人員を供出して、いまして一つの部屋を作りまして、そこを中心として実質的に委員会という形で仕事を三年間続けて参つたような次第でございます。で、当初はそういうわけで中ソ関係が中心でございましたが、これに関連するいろいろな問題が出て参りまして、東西関係その他の国際問題につきましても、いろいろと総合的な分析をこれまでも行なつてきた次第でございます。

○鶴岡哲夫君 その国際資料委員会では、今お話のように、中心になつたのは中ソの関係、それに逐次東西関係も入ってくる。内部でそういう運営をしておられたというわけですが、それを今度は資料部になさる、そういう運営ではだめで、今回新しく部にされるというその理由はどうなんですか。

○説明員(新聞欽哉君) 最近の国際情勢を見て参りますと、単に一つの国、一つの地域、あるいは一つの方面に限られる問題ではなくて相互に非常なつながりが出て参ります。かかわり合いを持つた問題が多く生じてきておるわけでございます。一例をあげますれば、昨年の秋のキューバの紛争でございます。それからまた、ほとんど同時に起こりました中印国境の紛争の問題もございまして、キューバの問題は、キューバを中心といたしまして米ソの間の問題でございまして、これが東西関係に及ぼす影響というものが非常に大きな問題でございまして、その間にまた中ソ関係というものも微妙な影響を示しておるようでございます。それからまた、中立諸国に対する影響、こういうたような問題が相関連して起こつて参りますので、最近に至りましてますます国際情勢というものが微妙な、複雑な動きをとつてくるようになりまして、これまでのように、地域的に限定された政務局におきまして、かわりに調査研究をやるというふうなことで、国際情勢の総合判断をやることでは不十分であるというふうに考えられましたので、この際、国際資料委員会を母体といたしましてこれを拡充発展するという形で国際資料部をお認めいただくということになつた次第でございます。

○鶴岡哲夫君 三十四名で資料部がで

きるわけでありまして、この場合に中心をなしますのは、官房調査課から二十名ほど振りかえになるのですかね。先ほどのお話を承つてみますと、国際資料委員会の三カ年の運営を伺つておきますと、これは官房の調査課は

この運営には、中には入っていないような印象を受けたのですが、これは従

来から資料委員会の場合におきましては入って運営しておつたのですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 今回、設置をお認め願ひたいと思つておりますが、国際資料部は、国際情勢の総合的な分析といたしまして急務といたすわけでございますが、そういう任務を効果的に遂行するために現在の官房にありまして調査課も一緒にやつた方がいい、こういう考えで、つまり外務省全体の基礎的調査、それから現実的な国際情勢の分析、そういうものをせつかくという

う部を作るならば一緒にして、協力して、まあ調査課とそれから資料課、この二つで協力して進めることがいい、こういう見地で両方を一緒にいたしましたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 そういたしますと、官房の調査課というのはなくなるわけでございますか。

○政府委員(湯川盛夫君) 官房の調査課はなくなりまして、国際資料部の調査課ということになります。

○鶴岡哲夫君 そういたしますと、新しく設置されます、まあ、新しくい

なり各局の情報関係というものも、あるいは資料関係というものはここに集まるということになるわけですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 各地域局が行なつております情報収集ないし調査は、これはそれぞれの局の政務の処理に必要な情報の収集及び調査研究でございます。そういうものをさらに総合的な基礎的な調査研究というものと、それから国際情勢の総合的分析といたしまして行なうために国際資料部を設けたいと考えております。

○鶴岡哲夫君 この情報文化局とはどういふ関係になるのですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 情報文化局の行なう仕事は、これは内外の報道あるいは広報に必要な情報の収集といたしましてでございます。多少国際資料部の扱つた調査とは違つたものを扱つております。

○鶴岡哲夫君 そうですか。情報文化局というところは今、資料部の設置にあつたての説明のありましたようなものはやつてないわけですね。別個になつて参ります。情報文化局とそれから新しくできるこの国際資料部とは仕事の面としては別なことになるわけですね。

○政府委員(湯川盛夫君) 情報文化局でやつておりますのは、いろいろな内外の一般情報を集めたり、また、広報に必要な情報を集めるといふことで、国際資料部の情報の収集とは違つた視角から集めておるといふことになつて参ります。

○鶴岡哲夫君 では今お話のような資料委員会、それから発展した部、これを設けることについてはいささかおそきに失したという感がありますか。

なるいは資料関係というものはここに集まるということになるわけですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 各地域局が行なつております情報収集ないし調査は、これはそれぞれの局の政務の処理に必要な情報の収集及び調査研究でございます。そういうものをさらに総合的な基礎的な調査研究というものと、それから国際情勢の総合的分析といたしまして行なうために国際資料部を設けたいと考えております。

○鶴岡哲夫君 この情報文化局とはどういふ関係になるのですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 情報文化局の行なう仕事は、これは内外の報道あるいは広報に必要な情報の収集といたしましてでございます。多少国際資料部の扱つた調査とは違つたものを扱つております。

○鶴岡哲夫君 そうですか。情報文化局というところは今、資料部の設置にあつたての説明のありましたようなものはやつてないわけですね。別個になつて参ります。情報文化局とそれから新しくできるこの国際資料部とは仕事の面としては別なことになるわけですね。

○政府委員(湯川盛夫君) 情報文化局でやつておりますのは、いろいろな内外の一般情報を集めたり、また、広報に必要な情報を集めるといふことで、国際資料部の情報の収集とは違つた視角から集めておるといふことになつて参ります。

○鶴岡哲夫君 では今お話のような資料委員会、それから発展した部、これを設けることについてはいささかおそきに失したという感がありますか。

ね。そういう意味ではですね。何か、国際資料部と、こういいますと、先ほど基礎的なという説明が少し入ったんですが、そういう意味で資料部というより形になるわけですか。国際資料部というところ、何か資料を集めるだけのよさを感じますか。そういう印象があるわけですね。基礎的なものもやはり問題になるでしょうが、何か先ほどの御説明のような話ですと、もう少し適当な名前があるというより感じをするわけですが、国際資料部というところ、総合的な、一元的な検討を加えられるという印象が何か希薄になるような気がいたしますが、ね。

○政府委員(湯川盛夫君) 確かにお説のように、これははたしてびつたりした名前かどうかというの私ども必ずしもこれで非常にびつたりした名前とは考えておりませんが、いろいろ研究したものであります。これも適当な名前がありませんので、いろいろ名前にいたしました。しかし、やはりまず仕事は外務省全体の基礎的調査、そういう面と、それから現実的な国際情勢の分析、そういう面と両方扱う、こういうことにいたしたいと存じております。

○鶴岡哲夫君 それからこの大臣官房の調査課と申しますのは、外務省では、各局でそれぞれいろいろな調査をやっておりますが、そういうものの総合調整といったようなことか、あるいはこの局でもやらない基礎的な調査、そういったような面を中心に行っております。

○鶴岡哲夫君 国際資料部——資料委員会からそれが主体になって資料部ができる。先ほどの御説明を承っておりますと、どうも中ソ問題が中心のよさな印象を受けるのですが、中ソ問題、これを中心にして社会的な、まあ中ソ問題も非常にかつてと違つてでかいですから、世界的な規模になっておられますから、その意味で簡単に言えば中ソ問題となりまして、中ソ関係を中心にしてこの調査班をさつちのほうへ持つていって、というより、そういうものが基本になる。これは部になるわけですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 先ほど新聞参事官から御説明申し上げましたように、国際資料委員会の発祥からいいますと、中ソ関係を主として研究しておつたのでございしますが、しかし、最近の国際情勢は、もつともつとお互いに一國意識にとどまらないで関連が多くなりまして。たとえばキューバ問題とか、ベルリン問題とか、あるいは中立諸国の動向とか、あるいは低開発国の動向とか、東西南北の問題といったようないろいろな面にまたがりますので、単に中ソ問題だけでなく、あらゆるそういう国際情勢の総合的な分析ということを行なうためにこの部を作つたように御理解願いたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 何か低開発国の問題にしろ、あるいはいろいろな中立諸国の問題にいたしても、やはり共産圏との問題がたいへんな問題でしょう。資料委員会を主体にしてこの部ができ

るわけですが、流れとしてはやはりそれが中心になるような感じですね。そういうわけですね。

○説明員(新聞記者君) たいま仰せのとおり、中共にいたしてもソ連にいたしても、非常に大きな国でございまして、また、わが国に隣接しておる国でございまして、その人口を合わせると大体十億になんたんとするよさな国であります。したがって、中ソの動向というものを的確に把握するということは、わが国にとりまして非常に今後とも重要なことではないかと思つて、それから、また、官房長から説明がございましたように、最近の国際情勢が非常に複雑微妙になって参りまして、単なる一つの国、一つの地域に限られない、いろいろな点も出て参りまして、また、軍縮問題、核実験停止の問題、いろいろ東西関係の面でも新しい発展があるわけでございます。また、そういった東西関係というものを参り参ります場合に、どちらかと申しますと、西側の事情というものは政府当局者の言説、あるいは新聞その他の資料によりましてある程度正確に把握し得るわけでございますけれども、共産圏の事情になりますとなかなかそのようには参りません。唯一の有効な方法といたしましては、じみちになつた系統的に資料を集めて、それを分析して総合的に判断するということが必要になつて参りますので、勢い相当に重点が共産圏の動向に置かれるということになるのではないかと考えております。

○鶴岡哲夫君 たいま承つておりますと、これはどうも新しいといひますか、まあいならば発展的といひますか、外交の方向を示唆するような感じもします。将来これは局になるというより、か、どうでしょうか。

○政府委員(湯川盛夫君) 目下のところは、この国際資料部というところで考へておられます。その今後の運営によつてまた局にすることが必要であるという事になれば別ですが、さしあたりは国際資料部という事で間に合ふと思つております。

○鶴岡哲夫君 若干あるいは誤解かも知れませんが、国際資料部という名称がわかつたような気がするので、ね。なるほど、何かあいまいな感じの国際資料部というやつだけれども、実際はなかなかさつきりしたよさな気がするので、次に伺いたいのは別の問題ですが、一般職の職員六十八名増加する、そのうち在外公館五十八名にする、こゝろなつておられます、そしてそのうち他省から派遣される職員十六名、こゝろの職員がおりますが、今各省から派遣されておる職員というのはどの程度いるのですか。

○政府委員(湯川盛夫君) 現在各省から外務省に出向しております職員は百四十二名でございまして、そのうち本省に勤務中の二十三名を除く百十九名が在外公館に配置されております。これは在外公館に勤務するいわゆるキャリア職員の約四〇%を占めております。

○鶴岡哲夫君 今お話の在外公館に出向しておる者が百四十五名、その百四十五名のうち本省に二十三名勤務しておると、あとは在外公館だと、その四十名というこの在外公館におる者はキャリアの四〇%だといふお話ですが、率が非常に高いのじゃないでしょうか。この各省から派遣して在外公館に行つておる者、百二十三名ですか、そのほはキャリアに該当する、該当するといひますか、各省ではそれに該当する人のよりですが、あるいはそれに類似して占めるという、非常に高い率ですね、これは非常に高過ぎやしないかという印象を受けるのですが、どうでしょうか。

○政府委員(湯川盛夫君) お説のとおり、これは非常に高いパーセンテージを占めております。しかし、最近では外交もいろいろな面とのこともございまして、どうしても非常に要望が強いので、こういうことになつたんでございまして、これが非常に大きなパーセンテージを占める割合に一般職員のほうが少ない。ことに庶務要員といったよさなものが非常に少ないので、そういうところ負担が多くなるので、比率としてはもう少し一般職員を將來ふやしていきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 この効果はどうかというところですが、四〇%という在外公館としまして大きな数字になるのです。しかも各省から行つておる人は大体三年前後で引き揚げるわけですね。三年前後で交代するわけですね。一べん行つた者がまた来るという事はほとんどないわけですね。始終人間がかわるということになるわけですね。そういう場合どの程度の効果があるものか、特に各省から多いようですが、引き続

いておるといいんですけれども、引き続いておるといふわけにもいきませんから、結局三年くらいの間は次から次へかわつてくるということなんですけれども、どうも四〇%も占めると効果いかんというのを伺いたくありませんです。いかがでございますか。

○政府委員(湯川盛夫君) 確かにお説のように、相当これは大きな比率を占めております。しかし、最近の外交問題も経済とか科学とかいろいろな技術的なものもございまして、ある程度の専門家というものは必要でございまして、ただそれをまた十分に効果を發揮するようにはそれに見合う一般職員の数も減らさなければならぬと、今このところは一般職員のほうが増強が必ずしも専門家の増強に伴っていないというふうな形になっておるわけでもありません。理想の形としてはもう少し一般職員が多くなる必要がある。たとえば専門家がなくなれば、それだけ電報もふえるし、いろいろの文書とか会計の手間もふえる。理事官とか、そういうのが非常に要るわけなんです。そういう方面が現在はどうも手不足に考えられますので、少なくともそういう方面だけでも急速に増強する必要があるのじゃないかと考えます。

○鶴岡哲夫君 各省から派遣されて在外公館に行く人たち、一等書記官とか二等書記官とかいろいろ形です。それから外交官と同じ資格を持っているわけですね。それでその人たちが三年なり前後行くという場合に、まず語学から勉強する。行く前に半年くらい語学を

勉強していかなければならぬというところで行っています。さて行って一年くらいは使えないものにならない、語学がよくできない。そのうちにそろそろ帰らなければならぬというよりなことになつてくるというのを繰り返していきなす。それは国全体として見ました場合に、これはプラスになつてくるでしょうが、なつていかなければならぬと思ひますが、おそろくなるでしようと思ひますが、どうも各省から行つていく人を見た場合に、あまり感じがよくないですね。非常に多いものですから、非常にふえていく。これは最近で、四、五年の間のことです。百十九名の中で多いところを二、三あげていただけませんか。大蔵省が一番多いでしようか。

○政府委員(湯川盛夫君) 現在は百十九名の中で一番多いのは通産省でありまして、三十七名、その次が大蔵省二十二名、その次が農林省が十六名、こういふところが大きな職員を出向させております。

○鶴岡哲夫君 どもこの問題は、これは外務省としてもやはり一つの大きな問題じゃないでしようか。このほうがいいの、あるいは何か別にやるほうがいいのか、この問題については御検討なさつていらつしやらないでしようか。何か、私も見まして、感じとしてはあまりどうもすつきりしないように思ひますけれどもね。今後ともこれはふえていくという傾向にあるのでしやうか。

○政府委員(湯川盛夫君) これは最近いろいろな国内の情勢も国際的にな

がりが多いので、やはりいろいろな官庁も海外に出先をできれば持ちたいという気持ちを持たれるのが自然かと思ひます。そこでそういう各省から出られる方がなるべく一本になつて、そうして外交を一元的に推進していくことができることが望ましいという見地で、外国に出られるときはみな外務省のサービスに入つていただくことと、今やつていくわけでございます。したがつて、ある程度各省の御要望をよく考へて、そうして必要であるところには置いていくということになります。在外公館もだんだんふえていくので、こういふ各省からの方も漸次ふえていくということも將來あるだろうと思ひます。

○鶴岡哲夫君 私はいまはこれで終ります。

○石原幹市郎君 私も一、二点ちよつと伺つておきたいと思ひますが、先ほど鶴岡委員からも質疑されておつたようですが、今度できるのは国際資料部でしたか、この国際資料部のいろいろやる仕事と、情報局と、たとえば「国際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報の収集」というようなことが所掌事務になつておりますか。これは情報局とちよつとなをるような、同じよう分野を掘り下げていくというやうなことになるやうな気がするのですが、これは何かやはり截然と区別があるのですか。

○説明員(新聞欽裁君) 情報文化局の所掌事務といたしましては、先ほど官房長から説明がございましたように、報道関係との接触、それからまた、内外に對する啓蒙、宣伝ということが非常に大きな仕事でございます。刻々の

たとはUP IとかA Pとかいろいろニュースは情報文化局に入つてくる。これは報道関係との関係で入つてきます。速報的なニュースは入つてきますけれども、その分析といふことは情報文化局では行なつておらないのでございまして、ございまして、国際情勢の総合的な分析といふことになりまして、情報文化局では今までも所掌しておらなかつたわけでございます。刻々入つてくるニュースの処理と、それから一面においては日本の事情に關して内外に啓蒙、宣伝するということも一つの大きな情報文化局の仕事になつていくわけでございます。ただ、名前の面でもやや混同があるやうなことは私も認めております。

○石原幹市郎君 そうすると、今言われたやうに刻々入つてくるいろいろな情報の分析ですね。これは相当重要な仕事だと思ひます。これはどういふ仕事で、現在ではどういふ分析、どういふ仕事はどをやつておつたわけですか。

○説明員(新聞欽裁君) 現在まで外務省におきましては、地域局が三つございまして、アジア局、アメリカ局、欧亜局でございます。その地域局の事務といたしまして、外交政策の立案、実施のための情報の収集といふことが入つておるわけでございます。これは欧亜局の東歐課で情報を集めておる。中共のことにつきましてはアジア局の中国課で集めておる。フランスのことにつきましては欧亜局の西歐課で集めておる。あるいはアフリカということになりますと、中近東アフリカ部のアフリカ課に集まる、こういうこと

でございます。今までも集めておつたわけでございます。ただ問題になりますのは、このごろのように、世界情勢が非常に複雑になつて参りまして、また、相互の連関性といふものが非常に微妙になつて参りました。したがひまして、これを総合的に見るという必要が出て参りました。そういう關係でございますので、これまでのとおり地域局との密接な協力のもとにおきまして総合的に判断をするというのが今度の新しい資料部でございます。非常に限られた人員で仕事を行なうわけでございます。

○石原幹市郎君 そうすると、情報文化局に情報がいろいろ入つてくる。それから地域局ではそれぞれ情報をもちろんで地域局として収集せなければならぬでしやうし、一般情報を収集するだけじゃなくて、やはり掘り下げなければならぬ。それを今度の国際資料部は、総合的に資料としてまとめるばかりじゃない。これはやはり掘り下げて、一つの大きな外交政策の立案の中心になつていくんじゃないかと思ひます。けれども、その何かなわ張り争ひみたいな、役所のこつこつやうなことから、情報局、各地域局、そこで今度は国際資料部ですかを考へておられることは私は非常に賛成で、けつこうなことでと思ひます。一方は局でしやう。地域局、情報局、これは官房の部でしやう。官房の部でしやう。一番大きな総合政策の総合立案の基礎になるやうなことをこつこつやつていくということになりますと、これはできますか。

○政府委員(湯川盛夫君) まあ官房が全体の省内の行政の総合調整をやるという事になっておりますので、それについておられますから、また、官房についておられますので、そういう点は十分円滑にいくと信じておられます。

○石原幹市郎君 まあ実効を上げるようににひとつ御努力を願いたいと思っております。

それから今度の特別職の二人の増員は、象牙海岸共和国とアルジェリアの大使ですか。

○政府委員(湯川盛夫君) そうでございます。

○石原幹市郎君 だんだん最近アフリカにも大使館等ができてきました。ところが、いろいろところの大使の下におられる人は大体どのくらいの人数ですか。

○政府委員(湯川盛夫君) アルジェリアは大使外三人、象牙海岸は大使外二人ということになっております。

○石原幹市郎君 ほかにもすでにだいたい大使館ができておられますが、ソ連やアメリカですか、いろいろところは大体どのくらいの陣容をもって臨んでおられますか。大よそそのところよろしいですけれども、大よそというか、概数でいいんですが、日本のように、この定員は二人だとか、これは三人だとかいうようなことじゃないでしょうか。どんな状況でしょう。

○政府委員(湯川盛夫君) まあアメリカとかソ連というのは非常に大きな大使館もあるようでございますが、全部が全部それ大きいわけでもないと思っております。まあ日本はおそく外交を開きましたので、まだ必ずしも概して充実するよりも、とにかく手広くたくさん作らなければなりませんので、一般的に

そういう国々に比べるとまだ手不足であります。

○石原幹市郎君 これは外務省の責任というより大蔵省の予算の査定の仕事も私非常にいかぬと思うのですがね。たとえは新しいところへ大使館を開くとかいろいろの場合に、そこは日本人がいろいろかかないとか、貿易があるとかないとかいろいろなことを非常に重点に見て、関係のないところは必要ないじゃないかという考え方でやっておるように思うのだけれども、しかし、今

困連外交の場合などで、いろいろところも一票は一票であって、やはり日本の外交的立場を強化していく上においては、貿易があるとなかろうと、日本人がおろうがおろまいが、いろいろ新興国にどんどん積極的に出ていって、それを拠点にいろいろなことを始めるし、あるいはまた、困連外交のうしろでになるようないわゆるグルーブの中に抱き込んでいくというようなこと、いろいろなことをやはりやっていかなければ、日本の世界外交は伸びていかないでしょう。そういう面からいうと、ちょっと非常に消極的というか、非常に立ちおくれしている感じがするので、これは大臣に言うべきことかもしれないが、もう少しこういう面、積極的に、査定でかりに落ちてでも、積極的に、もっと大きなものを要求して、とんとんやっていくべきじゃないかと思うのですがね。われわれも働きが足りないかもしれませんが、そういう点も少し活発にやってもいいと思います。

○政府委員(湯川盛夫君) 全く先生の御意見のとおりに私も考えております。せいぜいそういう御趣旨に沿って今後努力したいと思えます。

○下村定君 たいまから伺いする問題は、実は昨日予算委員会の第二分科会で大任にお伺いしたかったので、けれども、時間切れになりました。私には時間がもたせませんでした。やむを得ず官房長と新聞参事官に伺いするわけです。せんだって予算の総括質問のときに佐藤尚武委員がいろいろことを言われた。現在は国際会議そのほか国際間の交渉において、軍事問題のウエイトが非常に多くなつておる。それで佐藤さんの御意見によると、国際連盟の時代には東京にも、それからまた、出先の日本の代表部にも専門家が行って、おつて、現在もそれは必要じゃないかという質問が外務大臣に対してされたのです。外務大臣は、それに対して、検討中であるというお答えがあつたやうであります。その検討中ということ、具体的にどういうことか、見ますという、このほらにも軍事と見ますという、このほらにも軍事と見ますという、そういう意味から申しましても、たとえその外務省の身分にならなくても、この国際資料部の兼任をするとかなんとかいう形式でやれば、こういう感じが私にはしてならない。その点について大臣はおられますか、ひとつお二人から御意見を伺いた

○政府委員(湯川盛夫君) いろいろ伺ったお話が先日ございましたことは私も承知しておりますが、まあどういふふうにしてそういう研究をもっと深めていこうかというところで、目下検討中でございます。国際資料部に直接置くこと

○下村定君 これは十分ひとつ積極的にお考え願いたいと思つて、まあ現在のところ、防衛庁が軍事情報をやつておるわけでありませぬけれども、ほかとの連携も十分ではございませぬ。また、情報網を統一する組織もないわけですね。い

○政府委員(湯川盛夫君) それはほかの国から武官の方が大使館におられますが、そういうふうな仕事をなさつておられますが、非常に皆さんよく働いていただけて、たいへんいい成績を上げていられるようでござい

いふことは必ずしも考えておりませんが、何かそういう研究の機関を作りたと思つて研究中でございます。

○下村定君 これは十分ひとつ積極的にお考え願いたいと思つて、まあ現在のところ、防衛庁が軍事情報をやつておるわけでありませぬけれども、ほかとの連携も十分ではございませぬ。また、情報網を統一する組織もないわけですね。い

○政府委員(湯川盛夫君) それはほかの国から武官の方が大使館におられますが、そういうふうな仕事をなさつておられますが、非常に皆さんよく働いていただけて、たいへんいい成績を上げていられるようでござい

○下村定君 実は、私も今の防衛駐在官に相当する職務をやつたことがござい

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(村山道雄君) じゃ速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

よりますと、どうも全くたつた一人で、事務的にまた外部との連絡がかなり多いにもかかわらず、いわばからだが幾つあつても足りないというふうな状態に置かれておつたわけでありませぬ。そういう意味におきまして、可能な範囲において防衛駐在官の職務は十分に達成せられるように御尽力をお願いしたい。それだけ、私、申し上げておきます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(村山道雄君) じゃ速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(村山道雄君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(村山道雄君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(村山道雄君) 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず初めに伺いますのは、この設置法の二十五条にあります国立中央青年の家、これは静岡県に置、御殿場にあるわけですね。その二十五条にこういふ規定をいたしましたのは、つまり、中央青年の家といふものを設ける、それは静岡だ、これはその前提として、各自自治体が、各県がそれぞれ青年の家みたいなものを作る、そういうものの中、あるいは各県に国が作って、その中央における青年の家といふのが静岡にあるんだというふうな意味合であつたのか、その辺のことをちよつと伺いたい。

○政府委員(斎藤正君) 現在ござい

ます国立中央青年の家―当時といたしましては、国立一カ所だけございまして、設置法上の機能といたしましては、それ一つが青年の団体訓練をするというところでございまして、まあ名称のニエアンスと申しますが、それにはやはり各府県あるいは市あるいは町村の組合等で設置してありますいわゆる地方青年の家の模範的なものになるという気がありまして、中央青年の家という呼称にしたのでございまして。

○鶴岡哲夫君 静岡の焼津に青年の家

といふのがございまして、非常に大きなりっぱなコンクリート建のああいうものがやはり各県にできる、そういう、その模範的なといひますか、そういうものとして静岡に中央国立の青年の家ができるんだ、こういうことだつたわけですね。

○政府委員(斎藤正君) 地方青年の家

は現在まで全国六十八館できております。内訳をいたしましては、都道府県立のものが四十一館、一般のものが十

九館、市町村の組合で設置いたしましたものが八館ございまして、そこで、先ほど申し上げましたように、名称としてはその模範となるという意味がございまして、これは、これは全国の青年の家を指導いたします権限をいたしましては、むしろ本省の社会教育局の任務でございまして、現行の設置法にございまして、その連絡機関を果たすのだというふうな権限は青年の家にはないのでございまして。ただ、事実上、そういう青年の家の運営の模範になつたり、あるいは地方の青年の家の所長がいろいろ来て実際に見たらというふうなことをしておつたのでございまして。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、今、こ

とし熊本にお作りになるといふわけですが、そういう、これからできてくるのだらうと思つて、その名称とそれから位置、そういうものを設置法から除くといふことが、ちよつと理解がつかないのです。やはり何せ、でつかないのですから、出張所みたいなものじゃなくて、何せ、今度できるやつも二億という金を使って、人員として四十名という職員がいる。ですから、事業効果とかいろいろな面からいいますとやはりこれは法律で規定をしておくべきではないか。今回あらためてそれを切り離して文部省令でやるという考え方は問題がある。といひますのは、これと似たようなものが各省にあるわけですね。それとの均衡面をいひますともうございまして、少なくともこういふよりなでつかない、二億という金を使って、職員も四十名、しかもその利用率はたいへんなものだらうと思ひます。そういうものの

予算の面はどうだということとは別として、設置法の中でこれは規定をすべきものだと思ひますが、これはそういうふうな善処方を望みたいですね。ところが、文部省令で規定をするというのは合点がいかない。

○政府委員(斎藤正君) 設置の個所、

名称等を法律自体で規定をいたしましては、あるいは目的を、幾つかあります。目的、性格を法律に掲げて、他を省令に委任いたしますものにつきましては現行の各省設置法の考え方も区々でございまして、私も考えましたのは、今回中央青年の家を、いわゆる今までの中央青年の家に加えて九州地区に作る。おそらく今後予算措置を講じますればさらにふえていくのではないかと思つておりますが、その際に、そういうふうなふえて参りますと、たとえば厚生省の国立病院のように相当大きなものでございまして、一括した目的を掲げておきまして、位置、名称等につきましては省令に譲る、まあ普通だつたらそのほうがいいんではないか。予算措置の御審議をわすらわしてあと省令にゆだねられていいんではないかと思つてあります。全般的につきまして各省設置法であります法律に一々の位置名称等を書く大きな傾向をいたしました、これは正確には申せませんが、やや鶴岡先生のおっしゃつた管轄的というような意味を持つたもの、そういうふうなもの、私が全般的を見ました場合には多いような気がいたします。しかし、必ずしもこれは理論上分かれてはいるわけではございませんで、沿革等いろいろございまして、その割り切るわけには参りませんけれども、私も似た

○鶴岡哲夫君 そういふ点があります

ね、管轄区域を持つたところでは小さなところでも法律できめてはいる。管轄区域といふふうでないような国立病院あるいは療養所、そういうものを省令で名称並びに位置をきめてはいる。そういう意味では今の青年の家も管轄区域といふわけはないわけですね。しかし、どうもやはり何で、全体の問題としてそういう問題について考えなければならぬと思ひますけれども、今お話のような点ですと確かにそういう点がありますね。

○政府委員(斎藤正君) 今静岡県に

ございまして国立中央青年の家は、昭和三十四年九月開所いたしました、三十七年の十二月までに大体利用をいたしまして延べ三十五万人の青少年及び青少年指導者によって利用されておりました、この利用率といふものは月平均にいたしまして一万二千八百余に及びますので、かなり利用としては成果を上げてはいるかと思ひます。人員の点につきましては六十三人が現在国立中央青年の家の人數でございまして、今回九州地区

に設けられます青年の家の当初の予算として四十名をあげましたのは、これは私どもの考えをいたしましては、大体初年度三カ月分につきましては全定員の三分の二程度を入れるという考え方でございまして、全体計画としてはやはり国立中央青年の家と同様の六十名前後になるのではないかと思ひます。これはなお建物を見てまして、運営の状況、場所等を見ましても、特に監視的な職員等につきましてはもう少しこまかく計算したいと思ひます。

○石原幹市郎君 ちよつと関連して。

政務次官にひとつ今の青年の家に関連して伺いたいのですが、これは提案理由にもうたつてあるのですが、健全な青年の育成をはかる団体訓練の施設として設けられているわけですが、今青年の育成とか、指導とかいうことがいろいろ非常にやかましい問題になつて

ましては、複数になりますので、厚生省の国立病院でありますとか、国立療養所あるいは保養所、あるいは郵政省等のいろいろな職員訓練所等、必ずしも管轄区域といふことにはこだわらないものがございまして、そういうふうにしたらどうかという考え方でございまして。

○鶴岡哲夫君 そういふ点があります

ね、管轄区域を持つたところでは小さなところでも法律できめてはいる。管轄区域といふふうでないような国立病院あるいは療養所、そういうものを省令で名称並びに位置をきめてはいる。そういう意味では今の青年の家も管轄区域といふわけはないわけですね。しかし、どうもやはり何で、全体の問題としてそういう問題について考えなければならぬと思ひますけれども、今お話のような点ですと確かにそういう点がありますね。

○政府委員(斎藤正君) 今静岡県に

ございまして国立中央青年の家は、昭和三十四年九月開所いたしました、三十七年の十二月までに大体利用をいたしまして延べ三十五万人の青少年及び青少年指導者によって利用されておりました、この利用率といふものは月平均にいたしまして一万二千八百余に及びますので、かなり利用としては成果を上げてはいるかと思ひます。人員の点につきましては六十三人が現在国立中央青年の家の人數でございまして、今回九州地区

大よそ今後どのくらいの見通しかといふことを一応承つておきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正君) 実は内々の準備をいたしておきまして、実は阿蘇山ろくの地質、土質、そういう問題を今技術的に検討しておきまして、それが一応四百人程度の規模ということでは予算はできておきますけれども、実際土地の状況等にあわせると、構造の問題、どの部分をどうするかというよ

うな問題をお技術的に検討いたしました。と、全体の金額、規模というものは最終的にはつきりいたしません。で、ただそりかと申して、部分的に作つておいて、来年度また大きくつぎ

たすというふうな予算ではございません。これは一応骨格につきましては二億円で完成をいたしまして、そして部分的にあるいは設備の充実でありますとか、そりいうような点で明年度以降

降年々積んでいくほうがむしろ運営の実態に合ふことでもございますので、今それが最終年度に幾らかということ

を私どもははじいてない段階であります。これは富士にあります青年の家につきましても同様でありまして、若干ずつではございますけれども、既設のもの

を改修し、改善し、常に新しい設備を整えるというふうなことをいたしているわけでございます。

○林田正治君 この二億円の国の負担以外に、地元の負担というものは多少は見えておられませんか。どういふふうによつておられますか。

○政府委員(斎藤正君) これにつきましては、まあお話が出ましたときに、観光道路との関係、その年次を繰り上

げるとかあるいはそこは山の中でござい

ますので、職員(の)宿舎につきまして、この宿舎を建てるべき土地等をあつせん願うとか、あるいはその周辺の

問題として、いろいろ地元として整理をされるというふうなことにございましては地元が進んで御協力するということ

を申しておきまして、これが直接建設費の中に、経費にどういふふうに入るかというところは私どもまだわからな

いのであります。○林田正治君 そりしますと、いわゆる建設費、建物の建設とかあるいは何といひますか、この内部のいろいろな施設、そりいうものに対するところの

地元の負担というものはお見込みにならぬわけですね。

○政府委員(斎藤正君) 施設設備、それから直接の運営費、人件費等は予算をもつてまかなつておいてござい

ます。○林田正治君 それでよくわかりました。地元ではだいたいこの地元の負担

が相当大きなものとなりはしないかというところの懸念があつたようですけれども、今の御説明でよくわかりましたので、当然この道路の問題とか、あ

るいは敷地の問題あたりについてあつせんいたしたり、あるいはまた工事の繰り上げをするというふうなことはこれはまあ当然のこととして、私が今ま

で聞いたところでは、相当それ以外に、建物に関する問題とか、あるいは設備の問題とか、そりいうことに対して

だいたい地元の負担がかかるようなことを聞いておつたものだから、それがなけれ

ばつておつたものでございまして、あ

りがあるわけではございません。○鶴岡哲夫君 今運営の問題についていろいろ出たのですが、きよりは運営

の問題は、私は論議しないつもりなんです。実際のいろいろ問題はあつたよう

でございますが、先ほどお話のように、社会教育という立場から見れば確かに文部省の所管のようでは

ない、運営の問題は、先ほどお話のように、社会教育という立場から見れば確かに文部省の所管のようでは

ない、運営の問題は、先ほどお話のように、社会教育という立場から見れば確かに文部省の所管のようでは

ない、運営の問題は、先ほどお話のように、社会教育という立場から見れば確かに文部省の所管のようでは

ない、運営の問題は、先ほどお話のように、社会教育という立場から見れば確かに文部省の所管のようでは

ない、運営の問題は、先ほどお話のように、社会教育という立場から見れば確かに文部省の所管のようでは

ない、運営の問題は、先ほどお話のように、社会教育という立場から見れば確かに文部省の所管のようでは

けですか。この中に吸収されるのでしょうか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 先ほど申し述べましたように、恒久的な業務に従事したしまして、常勤的な勤務をしていられる者につきましては、昭和三十七年度で定員化したということで考えておりますが、先ほど先生の御指摘もございましたように、なおその短期間の仕事に従事する者とか、あるいは季節的な仕事に従事する者とか、あるいは産業界から派遣された者とか、その大学で研究しております者、そういう者がやはりある程度残っておりますが、今三千二百三十九名の新規増員をいたします場合に、今申しましたその定員に入っていない方で、資格もあり、また、能力もあるという方々につきましては、その大学当局におきまして採用されるのではないかと、いろいろ考えております。

○鶴岡哲夫君 その数は、文部省としてはどういふふうに見ておられますか。分けてありますが、国立学校と附属病院と附属研究所と三つに分けて考えた場合に、それぞれの程度の数字をお考えになっていらつしやるのか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 何と申しますか、それぞれの学問分野によりましてどの程度の先ほど申しました定員外にある者が採用されるかということにつきましては調べておりませんけれども、たとえば一番問題になります国立の大学病院の診療に従事するいわゆる無給副手の問題がございますが、この無給副手につきましては、昨年の三十七年の二月一日現在におきまして調べました数字では、国立大学で約五千五百名おるわけでございます。で、この

無給副手の中には、御承知のように、自分の研究のために大学に行つて教室で研究し、また、診療にもある程度携わるといふ者と、それから純粹に医療に従事している職員があるわけでございますが、それを合わせて今申しました約五千五百三十名という数になつております。そこで、現在の大学病院、国立の大学病院の診療に従事する職員の必要数を、現在の患者数でありますとか、あるいは外来の診療等から考えますと、約四千三百名程度あれば、まあ最小限ではございませうが、足りる。ところが、現実に診療を担当いたしております者の数が約二千六百名ございまして、約千七百二十名くらいは不足する、約千七百二十名くらいは不足する、約千七百二十名くらいは不足する。この約千七百二十名の足りないものをどうするかということでございますが、これはいろいろ診療に従事する職員の新規増員、診療助手の増員ということでも一面考えていきたいというところで、年々予算も要求いたしまして、わずかのついでにはございませうが、ふえて参つております。それからその千七百二人を全部フル・タイムのそういう職員で増員するといふ考え方でなしに、現在持つておられます構想といたしましては、千七百人のうちの三分の一を今の専任の職員として増員して行く。残りの三分の二につきましては、これは週に二日程度のいわゆる非常勤の職員として手当を支給して参りたい。こういうことで現在考えております。なお、その専任の診療従事者の増員につきましては、三十六年度からわずかのついでには、三十六年度から参りまして、三十六年度、三十七年度までで二百二人

増員になつております。なお、三十八年度の予算案におきましては三十人の増員を要求しております。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、今例として国立大学の附属病院をお話しにいたしました、それ以外に附属研究所、病院ではなくて附属研究所、それから国立大学自身、それぞれ先ほど官房長のお話しになつたような問題がある。それらについて文部省としては、独自の調査をして努力をしておるといふ答弁になつておるわけですか。ところが、今のお話を承つておきますと、例として附属病院を出されたわけですが、どうも独自の調査はされたわけですが、どうも見られない。見られないという恐縮ですけれども、しかし、まあ三十人程度の増加ではどうにもならない。それ以外はどうなんですか、国立学校、国立大学は。

○政府委員(蒲生芳郎君) 今おっしゃいました調査につきましては、三十七年度の予算案で始めておりました。その集計もある程度まで参つております。なお、これは引き続き三十八年度も行なひまして、二カ年で完成をいたしたいと考えております。この調査につきましては、個々の大学へ参りまして、そうして大学の人事課の帳簿等を調べまして、そうして個々にその職務の内容でありますとか、あるいはその勤務の状態でありますとか、あるいはそのものを個々に調べていかないと、確かなものがつかめませんので、現在サンプル調査をいたしまして、北海道大学とか東北大学、その他の数大学について調査をいたしまして、ある程度集計は出て参つております。

先ほどお尋ねの点でございますが、定員外にある職員が今回新規増員の中にどのくらい吸収されるかということにつきましては、なおそれぞれの大学の事情なり、先ほど申しましたように、本人の学歴、経歴、能力等もらみ合わせて大学において決定をいたしますので、どの分野にどれだけの定員の職員が採用されるかという数字についてはまだ持ち合わせておりません。

○鶴岡哲夫君 私は、これはほんとと本格的にやらなければならぬのに、そういう話では困つたのです。ここで説明を承つておきますと、国立学校にしても、あるいは附属病院にしても、あるいは附属研究所にしても、それぞれ新しい施設ができてそして人員が増になると、その中に従来ありました、従来ここで問題になつておつた者がどの程度入るかということ、それは各大学の事情に応じて、あるいは資格その他いろいろな条件に応じてきまるということなんですが、察するに、今おきめになつた三千二百三十九名の人員でも新しい施設にとつてはまだまだ足りない人員ではなからうかというふうに思つておるわけですか。そこへもつてきて、それ以外の者をまた吸収するということになりますと、また一つ大きな仕事がこれらるところに寄るといふことにはかならぬのです。ですからやはり昨年問題にいたしました点を解決するといふそういう姿勢が出てこない以上、どうも私は前進しないと思つておる。

○政府委員(蒲生芳郎君) 先ほどもちよつと申し上げましたように、ただ臨時的な職種でございますとか、あるいは農夫のような季節な職務でございますとか、これらについては短期賃金でまかなうとかいふ方法しかございせんけれども、恒久的な職務に従事している者につきましては、一応は三十七年度までの定員化で吸収されたはずでございますが、なお、この三十七年度、三十八年度の調査によりまして、確かな数字が出ましたならば、なお前向きな姿勢で人員の増員につきましても努力して参りたいと、かように考えます。

○鶴岡哲夫君 先ほど申し上げましたように、東京都内にある大学を二つか三つ取り上げて定員化は終わつたとおっしゃるけれども、この三つの大学を例にとるならばこれだけの人員がまだおられますので、文部省としてはそういう者がいないと思つておるけれども、それが調査いたしましたように、いろいろ問題になつておつた者がどの程度入るかということ、それは各大学の事情に応じて、あるいは資格その他いろいろな条件に応じてきまるということなんですが、察するに、今おきめになつた三千二百三十九名の人員でも新しい施設にとつてはまだまだ足りない人員ではなからうかというふうに思つておるわけですか。そこへもつてきて、それ以外の者をまた吸収するということになりますと、また一つ大きな仕事がこれらるところに寄るといふことにはかならぬのです。ですからやはり昨年問題にいたしました点を解決するといふそういう姿勢が出てこない以上、どうも私は前進しないと思つておる。

○政府委員(蒲生芳郎君) 先ほどもちよつと申し上げましたように、ただ臨時的な職種でございますとか、あるいは農夫のような季節な職務でございますとか、これらについては短期賃金でまかなうとかいふ方法しかございせんけれども、恒久的な職務に従事している者につきましては、一応は三十七年度までの定員化で吸収されたはずでございますが、なお、この三十七年度、三十八年度の調査によりまして、確かな数字が出ましたならば、なお前向きな姿勢で人員の増員につきましても努力して参りたいと、かように考えます。

査みたいなもので数字を計算されるといふことも、これはどうも私の期待感と、はなはだしくかけ離れているわけですよ。一応この問題についてはきよらはこの程度にとどめますけれども、ぜひひとつその点についてはもう一回この次の木曜日ですね、この問題についてはひとつやりたいと思います。

○説明員(板谷健吾君) 国立大学、市立大学あるいは公立大学の大学病院につきましても、文部省大学学術局の大学病院課でいろいろその事務をしておられます。したがって、看護業務等につきましても私のほうの課で所掌しております。現在まあ看護婦につきましても、一番問題になつておるのは、定員が足りないというよりなことを言われておられます。これは御承知のとおり、保険診療におきましては、病床四つに一人というより看護でやっておりますが、御承知のとおり、大学病院では重症患者を取り扱つておられる。あるいは教育研究のこともやっておりますので、そのために非常にまあ看護の手もかかるというよりなことがございまして、そういういろいろの問題もございまして、昨年の七月十八日から一週間にわたりました、看護要員ばかりじゃなくて、診療要員といつたしま

しては教授以下研究生、大学院の学生及び看護要員の看護婦以下つき添い婦まで、実態はどういうふうであるかというよりなことを調査いたしました。大体現在集計の段階になつたのでございまして。この結果から、さかのほつては看護教育をどうするかという問題に始まりまして、現在のこの基準看護ではつき添い婦なくては病院ではできないというよりな数字も出ておりますので、これが改善をはかりたいと思つておられます。

○鶴岡哲夫君 それじゃ今の問題についてはその資料の整つたところにもう一ぺんこの委員会でもひとつ、医療職の論議をやりたいと思つておられます。国立大学とか、東大であるということ、責任をあまり過重に看護婦さんに押しつけて、古い形のものそのまま残つておられる、もつとああいうものは合理的に処理すべき問題だと思つておられます。どうも合理的じゃない。これは人事院も悪いですね。人事院も呼ばねばいけません。電話をかけてみたところが、人事院のほうも、厚生省の医療職のほうも、看護婦さん、厚生省関係は国立病院、これについては人事院も相当知つておられるようです。文部省所管の国立大学の附属病院の看護婦さんの問題についてはやみくもだ、ほとんど知られていない。これは人事院も悪いので、文部省はいろいろの事も多いでしょうが、しかし、係官というものもあるわけですし、もつと合理的に処理しなければいかぬですね。それはいづれその資料が整えられる、それはいつごろ整いますか。

○説明員(板谷健吾君) 大体、現在集計を終つておりました。ガリ版程度ならば一週間もすればできる程度になつております。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。 [速記中止]

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。 [速記中止]

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。 [速記中止]

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

さいました点についてはわかりませんが、非常に不足しているというふうには思いません。さらに、審判官それから審査官の待遇につきましても、昨年も種々論議があつたのであります。思ふようにいかならない。で、調整手当はついておられますけれども、しかし、先ほど問題にいたしましたけれども、昇格がおくられる。同じ上級職の公務員試験を通つて、一方は特許庁に来る。一方は通産省の技官となつた場合に、その通産省の技官よりも、昇格が半年おくれる。これが過去七、八年の経過であつた。そういう意味で、これはぜひひとつ、審判官並びに審査官の調整額の増加についても努力してもらいたいと思つておられます。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

いろいろの御努力をいたさるるに要望いたしたいわけですが、大臣のひとつ見解を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 特許庁の人員の問題につきましてはいろいろ御配慮をいたしておいて、まことに恐縮でございます。お説のとおり、定員の問題にいたしても、昇給の問題その他御指摘の諸点につきましては、これはわれわれといたしまして、今後、人事院と十分ひとつ連絡とりまして、御趣旨に沿うように努力をいたしたいと思ひます。

○石原幹市郎君 先ほど来の鶴岡委員の質疑と重複することがあるかもしれませんが、一、二点ちょっと私も最後に加えておきたいと思ひます。

特許庁の出願の未処理の件数が、三十七年で三十六万四千件くらいになっておるか承っておりますが、これは、今の陣容でこれを処理していくのに大体どのくらいの年月がかかるのですか。

○政府委員(今井善衛君) 三十七年末で滞貨件数は三十六万四千件でございますが、大体それは、今の陣容で、今の能率でもって換算いたしますと、約二年六カ月ということになります。

○石原幹市郎君 三十七年末で三十六万四千件残るのですか。三十八年はまあこれから進行しておるわけでありませうけれども、三十八年になると、三十八年末の未処理件数の予測ですね。これは、常識的に考えれば、もつとふえ、累増するのじゃないかと思ひます。それが、それは、長官としてどういふ感想を持っておられますか。

○政府委員(今井善衛君) 昨年の七月ぐらいから、やはり貿易自由化の空気を反映いたしまして、出願が非常にふえて参っております。昨年の上半期におきましては、出願の増加は、一割、前年同期に比べて一割程度であったのでございますが、昨年の下期は、ただいま申しましたように、激増いたしました。三、五割程度前年同期に比べてふえておられます。で、ことしになりましてからも、一月、二月と、同じような傾向を示しております。審査のほうは、なかなかスピード・アップが簡単に参りませんので、できるだけ努力をいたしておられますけれども、なかなか思うようにいかないという関係で、現在の出願率をそのまま続けますと、非常に残念なことでございますけれども、滞貨件数はあるいはもう少しふえるのではないかと、いふふうにならなう懸念しておる次第でございます。したがって、短期的に人員をふやすとか、なにかのほかに、特許制度自体、根本的に、ほかに何かいい方法はないかということ、審議会にかけて検討しておるような次第でございます。

○石原幹市郎君 そすると、審判のほうも未処理件数が一万五千件ですか。残っているとかいふお話ですが、これは大体どのくらいかかるわけですか。

○政府委員(今井善衛君) 審判のほうは人員もふやしまして、幸いにして能率が昨年、一昨年に比べて三割強上がっております。さういふ関係からいいたしますと、一万五千件の滞貨を処理いたしますのに三年半かかるということになっておられますが、これにつきましては、審査と違ひまして漸次滞貨の山をなすしにできるのじゃない

かというふうに考へておる次第であります。

○石原幹市郎君 これはまあ日本の裁判も、民事なんか十年裁判といったり、刑事でもそれぐらいかかると、やはりこういふことが国家に対する信頼を失うというか、法無視の根源になつたり、まあ司法制度のほうに暴力をめぐらさす一つのもとならないかとまていわれておる。この特許関係のほうでは、裁判とは違ひますけれども、しかし、特許というものは、去年の国会でも論じたように、まあ産業発展の、あるいは科学発展の基礎になるものであつて、これをこわい状態にしておくと、これは私もなかなか由々しいものである。で、昨年の国会で佐藤製作氏が通産大臣だったが、そのときに附帯決議をしようかという話があつたんですけれども、最後に大臣に質問するということで、佐藤通産大臣も事務の重要性にかんがみて一そり努力するというのを、ある程度まあ努力の跡もあらしますけれども、今聞きますように、特許のほうは約三年、今の未処理を処理するだけでも三年かかる。さらに三十八年にはもつと累増するであろう。それから審判のほうも、三年半もやはりもつとかかるというふうなことで、これはどうも待っておるほうの身にならばたいへんだと思ひますが、大蔵省に要求する前に、省内でいろいろ予算の省議でもあつたが、こういふところでも査定して削られたりするところでも、査定はおそらくないと思ひますけれども、しかもこの特許のほうは何か三億ばかり特許料で生み出している、と、オーバーしているというふうな話も聞

くので、裁判官であるとか、特許関係のこわい人であるとか、こわいものは人員の、単なる増加しちやいかぬとかどうとかという抽象的のワクで片づけるべき問題ではないと思ひます。以上のような諸点について、通産大臣からもう一回見解を聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(福田一君) 全く御趣旨のとおりと考へるのでございまして、実はこの前、私が閣僚に任命せられた直後の閣議においても、特許庁の人員問題について、前大臣の引き継ぎの問題も考へまして特に要求をいたした、閣議ではまあ特別に扱うということになつておつたわけでありまして。その後まあいろいろの事情もございまして、十分とまでいかなかつたわけでありまして、何と云つても、何かこの今のような形で人数だけふやしてやるのかということ、非常にわれわれ考へさせられるわけでありまして、今長官からも申し上げておりましたとおり、何らかの特許の制度自体を考へていくというふうな方向でひとつそのほうにも重点を置いて研究をさしていただきたいと、かように考へておるわけでありまして。

○委員(村山道雄君) 他に御発言はありますか。——他に御発言がなければ本案の質疑は結局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表いたしました、本法律案につきまして、附帯決議を付して賛成をいたしたいと思ひます。

この附帯決議は、自民党、社会党、公明会、三派の共同提案ということで提案をいたしたいと思ひのであります。この際、便宜私から、その案文を朗読させていただきます。

通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

特許庁における工業所有権に関する事務の迅速適確なる処理を図るため、審査官、審判官その他の職員を増員及び待遇の改善等については、本委員会においても従来より強く要望してきたところであり、政府もまた順次その措置を講じつつあるが、最近、特に貿易の自由化、技術革新等の影響により、特許等の出願件数は急激に増加し、その審査未処理件数は三十六万件を超え、また、審判の未処理件数も一万五千件に及ぶ実情にある。

政府は、この事態に対処するため、産業発展の根幹をなすこれらの事務処理について、万全の措置を講ぜられたい。

以上であります。

○委員(村山道雄君) 他に御発言はありますか。——他に御発言がなければ、討論は結局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(村山道雄君) 総員挙手と認め、よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました附帯決議案について採決をいたします。本附帯決議案に賛成の方は、挙手を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。

よつて、石原幹市郎君提出にかかる三派共同の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、委員長に御一任願います。

ただいまの決議に対し、福田通商産業大臣から発言を求められましたので、この際、これを許します。

○国務大臣(福田一君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、御趣旨を体しまして、今後善処をいたして参りたいと存じます。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ。本日はこれにて散会いたします。午後四時十二分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月五日)

- 一、外務省設置法の一部を改正する法律案
- 一、文部省設置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二一五五号)(第二二五六号)(第二二五七号)(第二二五六号)(第二二五八号)(第二二五九号)(第二二六五号)(第二二八二号)
- 一、金し勲章年金、賜金の給与実施に関する請願(第二二五六号)
- 一、軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(第二二五七号)
- 一、国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法等の一部改正に関する請願(第二二八一号)
- 一、国有林に働く作業員の全員定員化に関する請願(第二二八三号)
- 一、刑部日羅に対する贈位に関する請願(第二二八四号)

第二一五五号 昭和三十三年三月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 札幌市北二十四条西九丁目 横沢弥三郎外二十五名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二一五六号 昭和三十三年三月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡東長崎町公務員住宅二八号 土屋穰外三十七名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二一五号 昭和三十三年三月十一日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 長崎市中川町三〇 塚原七外五十二名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二一六号 昭和三十三年三月十一日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 熊本市京町二ノ一四七ノ一五 緒方維弘外百六名

紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二一七号 昭和三十三年三月十一日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 鹿児島市鴨池町九九九ノ三二 小島新外百二十名

紹介議員 田中 茂徳君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二二六号 昭和三十三年三月十二日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 熊本市池田町神田一、二二七 大原英一外百十四名

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二二八号 昭和三十三年三月十二日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 熊本市大江町大江六六四ノ二 入鹿山且朗外二百四名

紹介議員 北口 龍徳君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二二九号 昭和三十三年三月十二日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 長崎市片瀨町三 小林 威外百八十名

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二六五号 昭和三十三年三月十三日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 長崎市住吉町六二七 高取治輔外二十四名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二八二号 昭和三十三年三月十四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 岩手県盛岡市上田覚山 藤一三ノ二 千葉春雄 外五十九名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 名古屋市中区和泉町一ノ一二 渋谷満外三十二名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第二二五九号と同じである。

第二二五七号 昭和三十三年三月十二日受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町 幸手一、四一七 浜田 善之助外百二十四名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八一号 昭和三十三年三月十四日受理
国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法等の一部改正に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町 上保谷二、五二一 林 利雄

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法等においては、増加恩給を受ける権利を有する更新組合員については、その増加恩給の基礎となる在職年は、増加恩給受給権を放棄しない限り、長期組合員期間に通算されないことになつてはいるが、これは増加恩給の制度からみてはなほ不合理であり、特に長期の在職期間を有する者には非常に不利益を及ぼすことになるため、少なくとも増加恩給を受ける権利の基礎となる在職年が普通恩給の最短在職年以上であるものの長期組合員期間の計算については、その在職年を恩給公務員期間から除算することなく、長期組合員期間に算入する措置を講ずるより、施行法等について必要な改正を行なわれたいとの請願。

第二二八三号 昭和三十八年三月十日受理

国有林に働く作業員の全員定員化に関する請願

請願者 高知県高岡郡窪川町日ノ地 弘瀬幸男外三百名

紹介議員 鶴園 哲夫君

国有林に働く作業員は、国民生活と密接なつながりを持つ木材の生産や国土を災害から守るための造林、治山等の広範な仕事に従事し、国有林の基幹要員として雇用されている。これらの者は一応国家公務員と呼ばれているが、それは名のみであり、その労働条件は国家公務員と呼ばれる常識からはほど遠い不当に低い賃金と身分的な差別、不安定な雇用のもとで苦しい生活を余儀なくされている。定員法は撤廃されたが、一昨年の閣議決定による定員化防

止の取りきめにより、定員化への道はきわめて困難となつてはいる。一昨年と昨年の定員内繰入れによつて事務職及びその類似職種又常勤作業員について定員繰入れとなつたが、そのことによつて職場内での矛盾は増大している。同じ職務内容でありながら自動車運転手では、ジープ、乗用車にのれば定員内となり、トラックにのれば定員化されないし、更には同じ職場で同じように働きながら、常勤作業員の定員化されたことにより貯木場、保線手、事業所炊事等では前より一層差別が大きくなつてはいるから、国有林に働く作業員の全員定員化について特別の配慮をせられたいとの請願。

第二二八四号 昭和三十八年三月十日受理

四日受理

刑部日羅に対する贈位に関する請願

請願者 大阪府箕面市瀬川四四八ノ三 吉房一雄外十九名

紹介議員 小西 英雄君

刑部日羅は、第二十八代宣化天皇から第三十代敏達天皇に至る三代にわたり、内政外交にきわめて多大な功績があり、その献策はわが国是となり、聖徳太子の国政改革及び孝徳天皇の大化改新となつて断行されたもので、このことは国史に顕著なものである。現在、民族の飛躍的發展と福祉国家達成に努めつつあり、かつ日韓国交復興達成を期しているときにあたつて、刑部日羅に贈位することになれば、その千三百八十年式年祭(本年)に際し、もつとも時宜に適したものと信ずるものであるから、本国会において同氏に対する贈位に関し審議せられたいとの請願。

昭和三十八年四月二日印刷

昭和三十八年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局